



鳥取県公報

令和6年6月14日（金）
第9604号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定（395）（孤独・孤立対策課）・・・・・・・・・・ 2 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出（396）（〃）・・・・・・・・・・ 2 大規模小売店舗に関する変更事項の届出（397）（企業支援課）・・・・・・・・・・ 2 大規模小売店舗に関する承継の届出（398）（〃）・・・・・・・・・・ 3 土地改良区連合の設立認可申請の適否の決定（399）（農地・水保全課）・・・・・・・・ 4 指定居宅サービス事業の廃止の届出（400）（中部総合事務所県民福祉局）・・・・・・ 4 指定介護予防サービス事業の廃止の届出（401）（〃）・・・・・・・・・・ 4 指定障害福祉サービス事業者の指定（402）（〃）・・・・・・・・・・ 4 指定障害福祉サービス事業の廃止の届出（403）（〃）・・・・・・・・・・ 5 土地改良法による換地処分（404）（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 5 採石法による採取計画の認可の公表（405）（西部総合事務所米子県土整備局）・・・・ 5
◇ 公 告	農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（経営支援課）・・・・・・・・・・ 6 森林法による開発行為の許可（東部農林事務所）・・・・・・・・・・ 6 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・・・ 7 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（〃）・・・・・・・・・・ 8
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（警察本部会計課）・・・・・・・・・・ 9
◇ 正 誤	令和6年3月29日付鳥取県規則第12号中訂正・・・・・・・・・・ 12 令和6年3月29日付鳥取県規則第20号中訂正・・・・・・・・・・ 12

告 示

鳥取県告示第395号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年6月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
サクラギクリニック	西伯郡日吉津村大字日吉津2144-3	令和6年6月1日
にいのう歯科クリニック	米子市大崎1715	〃
あわひ診療所	八頭郡智頭町大字中原352-2	令和6年6月3日

鳥取県告示第396号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年6月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
日南町	日野郡日南町霞800	日南町国民健康保険日南病院	日野郡日南町生山511-7	短期入所療養介護	令和6年3月31日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
日南町	日野郡日南町霞800	日南町国民健康保険日南病院	日野郡日南町生山511-7	介護予防短期入所療養介護	令和6年3月31日

鳥取県告示第397号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和6年6月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) ザ・ビッグ淀江店 米子市淀江町中間1091-1ほか
- (2) ザ・ビッグ境港店 境港市清水町790

- (3) マックスバリュ河崎店 米子市河崎1369ほか
- (4) JU米子高島屋 米子市角盤町一丁目30
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- (1)から(3)まで 株式会社フジ 代表取締役 山口 普 愛媛県松山市宮西一丁目2-1
- (4) 株式会社ジョイアーバン 代表取締役 宇田川 正樹 米子市角盤町一丁目27-2
株式会社米子高島屋 代表取締役 森 紳二郎 米子市角盤町一丁目30
- 3 変更した事項
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 変更前 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一 広島県広島市南区段原南一丁目3-52
- 変更後 株式会社フジ 代表取締役 山口 普 愛媛県松山市宮西一丁目2-1
- 4 変更年月日
令和6年3月1日
- 5 届出年月日
令和6年5月23日
- 6 縦覧に供する書類
届出書
- 7 縦覧に供する期間
令和6年6月14日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び大規模小売店舗の所在地の市役所
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更にし意見書を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第398号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和6年6月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 承継された大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) ザ・ビッグ淀江店 米子市淀江町中間1091-1ほか
- (2) ザ・ビッグ境港店 境港市清水町790
- (3) マックスバリュ河崎店 米子市河崎1369ほか
- 2 承継された店舗面積
- (1) ザ・ビッグ淀江店 3,442平方メートル
- (2) ザ・ビッグ境港店 3,332平方メートル
- (3) マックスバリュ河崎店 1,476平方メートル
- 3 承継する前に届出をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一 広島県広島市南区段原南一丁目3-52
- 4 承継をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社フジ 代表取締役 山口 普 愛媛県松山市宮西一丁目2-1
- 5 承継があった年月日
令和6年3月1日
- 6 届出年月日
令和6年5月23日

- 7 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 8 縦覧に供する期間
令和6年6月14日から4月間
- 9 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び大規模小売店舗の所在地の市役所

鳥取県告示第399号

大原千町土地改良区理事長仲田主及び尾高井手土地改良区理事長勝部明吉からの伯耆土地改良区連合の設立認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年6月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び定款の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和6年6月14日から同年7月4日まで
- 3 縦覧に供する場所
米子市役所及び伯耆町役場
- 4 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第400号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年6月14日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社はるす	はるす・訪問入浴サービス倉吉	倉吉市上井213-4	令和6年5月16日	令和6年6月30日	訪問入浴介護

鳥取県告示第401号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和6年6月14日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社はるす	はるす・訪問入浴サービス倉吉	倉吉市上井213-4	令和6年5月16日	令和6年6月30日	介護予防訪問入浴介護

鳥取県告示第402号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和6年6月14日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社プレマスペース	鳥取市田園町三丁目335-2	ぱにーに花見事業所	東伯郡湯梨浜町大字門田4-2	就労継続支援B型	令和6年6月1日

鳥取県告示第403号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和6年6月14日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
株式会社プレマスペース	鳥取市田園町三丁目335-2	ぱにーに湯梨浜店	東伯郡湯梨浜町大字旭27	就労継続支援B型	令和6年5月31日

鳥取県告示第404号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る印賀地区の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

令和6年6月14日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

鳥取県告示第405号

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

令和6年6月14日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
有限会社日吉津土建 代表取締役 松本 吉弘	西伯郡日吉津村 大字日吉津199-6	西伯郡伯耆町二部字北谷ノ三52外35筆 (51, 119.24平方メートル)	風化花崗岩（184, 281立方メートル）	令和6年6月3日から 令和11年6月2日まで	令和6年6月3日

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和6年6月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

農地の所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
鳥取市河原町天神原字向佛80	田	607

2 申請に係る農地の利用の現況

農地の所有者が死亡しており、当該農地について耕作の事業に従事する者が不在となっている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地の区分	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円／年）	補償金の支払の方法
鳥取市河原町天神原字向佛80	令和6年9月	10年	564	農地を利用する権利の始期までに鳥取地方法務局に供託する。

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和6年6月28日

(2) 提出先

鳥取県農林水産部農業振興局経営支援課（鳥取市東町一丁目220）

(3) 記載事項

- ア 意見書の提出者の氏名及び住所
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

令和6年6月14日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 若 松 理 恵

開発者の氏名 又は名称及び 代表者の氏名	開発者の 住所又は 主たる事 務所の所 在地	開発行為 を行う土 地の所在 地	開発行為 の目的	土地の面積			開発行為の 工期	開発行為の 許可年月日
				開発事業 区域の土 地の面積	開発行為 をしよう とする森 林の土地 の面積	開発行為 に係る森 林の土地 の面積		
有限会社山根	鳥取市河	鳥取市用	真砂土の	3.7129へ	1.2513へ	1.2513へ	令和6年6	令和6年5

重機 代表取締役 山根 茂	原町山手 631-3	瀬町家奥 地内	採取	クタール	クタール	クタール	月1日から 令和10年5 月31日まで	月31日
---------------------	---------------	------------	----	------	------	------	---------------------------	------

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和6年6月14日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		令和6年7月10日 午前10時から午後 3時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第27会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察 署の管内に居住する者
経験者講習		令和6年7月24日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第33会議室	〃

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,900円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

7 携行品

筆記用具

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和6年6月14日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和6年7月7日 午前9時から午前11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	5人
令和6年7月8日 午後1時から午後4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	〃
令和6年7月22日 午後1時から午後4時まで	〃	〃	〃	〃
令和6年7月14日 午前9時から正午まで	鳥取市覚寺768-1 鳥取クレ射撃場	〃	〃	6人

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和6年7月2日 午前10時から午後2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	5人
令和6年7月9日 午前10時から午後2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和6年7月23日 午前10時から午後2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和6年7月30日 午前10時から午後2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和6年7月30日 午前9時から正午まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレ射撃場	〃	〃	3人

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い

- エ 射撃の姿勢及び動作
- (2) 猟銃の射撃
 - ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
 - イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃
- 4 受講申込手続
 - 所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 5 講習受講手数料及びその納付方法
 - (1) 講習受講手数料 14,000円
 - (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。
- 6 携行品
 - (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
 - (2) 猟銃・空気銃所持許可証
 - (3) 技能講習通知書
- 7 その他
 - 詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年6月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達内容
 - (1) 調達案件の名称及び数量
 - トリピーネット通信機器等賃貸借及び保守業務 一式
 - (2) 調達案件の仕様
 - 入札説明書による。
 - (3) 納入場所
 - 入札説明書による。
 - (4) 業務期間
 - ア 履行期間
 - 契約締結日から令和12年3月31日（日）まで
 - イ 借入物品の納入期限
 - 令和7年2月18日（火）
 - ウ 借入物品の賃貸借期間及び保守期間
 - 令和7年3月1日（土）から令和12年2月28日（木）まで（60月間）
 - (5) 入札書の記載方法等
 - 入札書に記載する金額は、次に掲げる費用の合計額を(4)のウの期間（60月）で月割りした1月当たりの単価（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）に、課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とし、併せて内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。
 - ア 調達案件に係る機器の設定、搬入、設置及び調整に要する費用

イ (1)の物品に係る(4)のウの期間における賃貸借料(仕様書に定める調達範囲一式の総額、賃貸借期間満了後における借入物品の撤去費、処分費その他の費用を含む。)及び保守料の総額

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業で次の(1)に掲げる要件を全て満たすもの又は第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者で次の(2)に掲げる要件を全て満たすものの代表である者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

エ 令和3年鳥取県告示第457号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良又は電気通信サービスに登録され、かつ、事務用機器のパソコン類又は電気通信機器類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を令和6年6月27日(木)正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

オ 本件調達公告に示した物品を1の(4)イの期限までに納入場所に納入することができる者であつて、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

カ (2)の第三者賃貸方式により入札に参加する者でないこと。

キ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者に関する要件

ア 2者それぞれが(1)のア、イ、ウ及びキの要件を全て満たしていること。また、(1)のオの要件については、2者のうちいずれか1者が提供することができる場合には、当該要件を満たすものとする。

イ 2者のうちの代表である者が競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良又は電気通信サービスに登録されており、他の1者が競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類又は電気通信機器類に登録されていること。

なお、これらの業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和6年6月27日(木)正午までに原則としてとっとり電子サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件入札において他の者との第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの1者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課庶務集中室契約係

電話 0857-23-0110 (代)

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で令和6年6月14日(金)から同月26日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年8月1日(木)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同年7月31日(水)午後5時とする。)

イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札を希望する場合は、「入札書1回目」、「入札書2回目」及び「入札書3回目」と明記した封筒に、「1回目」、「2回目」及び「3回目」と明記した入札書をそれぞれ入れ、密封して提出すること。

なお、2回目以降の入札書の提出がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、本件調達に対し入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に令和6年7月9日(火)午後5時までに持参し、又は郵便等により送付し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除とする。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札書に記載した1月当たりの単価に60を乗じて得た額の100分の10以上の額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号)第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: Network hardware such as L3, L2, etc, switches and routers, software to monitor network failures, design, installation and maintenance of the network and a set of documentation for these

(2) July 9, 2024 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) August 1, 2024 2:00 PM : Time-limit for submission of tenders

July 31, 2024 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters

1-271 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8520 Japan

TEL 0857-23-0110

正 誤

令和6年3月29日付鳥取県公報号外第35号の鳥取県規則第12号(鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 50

行 13及び14

誤 同条第28項

正 同条第28項

令和6年3月29日付鳥取県公報号外第37号の鳥取県規則第20号(鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 3

行 3

誤 令和5年3月29日

正 令和6年3月29日

頁 7

行 4

誤 様式28号の3

正 様式第28号の3

頁 8

行 1
誤 様式28号の4
正 様式第28号の4

頁 9
行 1
誤 様式28号の5
正 様式第28号の5

頁 10
行 1
誤 様式28号の6
正 様式第28号の6

頁 11
行 1
誤 様式28号の7
正 様式第28号の7

頁 12
行 1
誤 様式28号の8
正 様式第28号の8